



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成14年 3月12日

名古屋市中村区畑江通二丁目26番地
株式会社 リバイブ
代表取締役 平沼辰雄様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 神田真秋



許可の年月日	平成14年 3月12日	許可番号	13令津保第350-3号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2 がれき類の破碎施設 がれき類		
設置場所	海部郡弥富町大字西中地字五右135-2		
処理能力	がれき類 174.2t/日 (21.8t/時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第7 項の規定による 許可証の提出の 有無	存 ・ ④		
留意事項	1 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		